

カード規定の一部改正について (2023年12月4日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
1. (カードの利用) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)、総合口座取引及び総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、営農貯金について発行したJAキャッシュカード、貯蓄貯金及びJAカードローンについて発行したJAローンカード(キャッシュカード)(以下、これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該貯金口座又は貸越口座について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限ります。 ① ～ (省略) ④ <u>⑤ 当会及び提携組合の窓口で入金及び払戻しを行う場合</u> <u>⑥ その他当会所定の取引をする場合</u> 2. (貯金機による入金) (省略) 3. (支払機による払戻し) (1) ～ (省略) (2) (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 <u>4. (カードによる窓口での入金及び払戻し)</u> <u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当会(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u> <u>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額及び届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u>	1. (カードの利用) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)、総合口座取引及び総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、営農貯金について発行したJAキャッシュカード、貯蓄貯金及びJAカードローンについて発行したJAローンカード(キャッシュカード)(以下、これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該貯金口座又は貸越口座について、次の場合に利用することができます。 ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限ります。 ① ～ (省略) ④ (追加) <u>⑤ その他当会所定の取引をする場合</u> 2. (貯金機による入金) (省略) 3. (支払機による払戻し) (1) ～ (省略) (2) (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 (追加)

改正	現行
<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会が定めるところによるものとします。</u> <u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u> <u>5.</u> (振込機による振込) (省略) <u>6.</u> (自動機利用手数料等) (省略) <u>7.</u> (代理人による預入れ・払戻し及び振込) (省略) <u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会及び提携組合の窓口でカードにより入金を行うことができます。</u> <u>(2) 停電、故障等により当会及び提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当会が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当会及び提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。</u> <u>(3) 前2項による入金及び払戻しを行う場合には、第4条によるものとします。</u> <u>(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。</u> <u>9.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額及び振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会及び全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機若しくは通帳記帳機で使用された場合又は当会及び全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。<u>また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</u>	(追加) <u>4.</u> (振込機による振込) (省略) <u>5.</u> (自動機利用手数料等) (省略) <u>6.</u> (代理人による預入れ・払戻し及び振込) (省略) <u>7.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>カードの取引に必要な機器・設備の停電及び故障等の場合は、カードによる取引を一時行わないことがあります。</u> <u>8.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額及び振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会及び全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機若しくは通帳記帳機で使用された場合又は当会及び全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。

改正	現行
<u>10.</u> (カード・暗証の管理等) (1) 当会は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。 <u>当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u> (2) ~ (省略) (3) <u>11.</u> (偽造カード等による払戻し等) (省略) <u>12.</u> (盗難カードによる払戻し等) (省略) <u>13.</u> (カードの紛失、届出事項の変更等) (省略) <u>14.</u> (カードの再発行等) (省略) <u>15.</u> (貯金機、支払機、振込機への誤入力等) (省略) <u>16.</u> (解約、カードの利用停止等) (省略) <u>17.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) <u>18.</u> (規定の適用) (省略) 以 上 (令和 <u>5</u>年<u>12</u>月<u>4</u>日現在)	<u>9.</u> (カード・暗証の管理等) (1) 当会は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。 (2) ~ (省略) (3) <u>10.</u> (偽造カード等による払戻し等) (省略) <u>11.</u> (盗難カードによる払戻し等) (省略) <u>12.</u> (カードの紛失、届出事項の変更等) (省略) <u>13.</u> (カードの再発行等) (省略) <u>14.</u> (貯金機、支払機、振込機への誤入力等) (省略) <u>15.</u> (解約、カードの利用停止等) (省略) <u>16.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略) <u>17.</u> (規定の適用) (省略) 以 上 (令和 <u>2</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日現在)